

平成 21 年度 現職教育研修講座 実施要項

- 1 講座番号及び名称 2522 小学校 感性をはぐくむ図画工作科基礎講座
- 鑑賞・制作指導の基礎を学ぼう -
- 2 概要 図画工作科においては、鑑賞及び表現の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培うことが大切です。
この講座では、美術館における鑑賞教育の手法を用いて、身近な美への気づきを促し、感性をはぐくむ鑑賞指導や、表現活動の在り方について、講義・実習をとおして研修します。
- 3 ねらい (1) 対話型の鑑賞方法を用いた鑑賞指導の基礎が理解できます。
(2) 身近な素材を生かし、感性をはぐくむ制作指導の基礎が理解できます。
(3) 鑑賞と制作を組み合わせた授業プランが作成できるようになります。
- 4 対象 小学校及び特別支援学校（小学部）の教員
- 5 人数 各 25 名（募集数）
- 6 期間 A日程 平成 21 年 7 月 4 日(土)
B日程 平成 21 年 8 月 20 日(木)
- 7 場所 県立美術館
〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 1 - 1
TEL 078-262-0901
県立美術館のホームページ <http://www.artm.pref.hyogo.jp/> でご確認ください。
- 8 内容 別紙日程表のとおり
- 9 その他 (1) この要項に定めるものの外は、すでに各校に配布している「受講者募集のしおり」を参照してください。なお、気象警報（大雨、洪水、大雪、暴風等）が、研修会場所在地又は在勤地に発令されている場合の受講については、所属長の指示に従ってください。詳細については「受講者募集のしおり」（91 ページ）あるいは、当所のホームページをご覧ください。
<http://www.hyogo-c.ed.jp/kenshusho/>
(2) 連絡先
県立教育研修所
〒673-1421 加東市山国 2006-107
TEL (0795)42-3101（ダイヤル 企画調査課） FAX (0795)42-5393
(3) 携行品・提出物等
ア 印鑑、筆記用具、教材費（500 円）
イ 旅行命令通知書（県立教育研修所のホームページからダウンロードしてください。市町組合立小・特別支援学校の県費負担教職員のみ。ただし、初任者研修及び 10 年経験者研修の校外研修として受講する場合は不要）
(4) 食事について
昼食は各自で用意してください。（県立美術館の食堂も利用できます。）
(5) 服装等について
実習に適した服装を用意してください。
（ギャラリートーク体験時に床に座っていただくことがあります。）
また、空調に対応できる服装で参加してください。
(6) 県立美術館へは公共交通機関をご利用ください。

平成 21 年度 2522 2 小学校 感性をはぐくむ図画工作科基礎講座（B日程） 日程表
 （場所：県立美術館）

月日	時間	研修内容	講師・助言者等	室
8 月 20 日 (木)	9:30	受付		ホワイエ
	10:00			
	10:00	開講式 オリエンテーション	県立教育研修所指導主事	
	10:10			
	10:10	講義・実習 鑑賞における言語活動を充実させるために ・対話型の鑑賞方法を用いた鑑賞指導 ・ギャラリートーク体験 ・美術館や公民館等の施設活用	県立美術館 指導主事 学芸員 ミュージアム・ティーチャー 県立教育研修所指導主事	アトリエ・展示室
	12:00			
	13:00	実習 感性をはぐくむ表現活動 ・身近な素材を生かした作品制作		
	15:00			
15:10	実習・協議 鑑賞と制作を組み合わせた授業プランづくり ・教室でできる鑑賞・制作指導		アトリエ	
16:00				
16:00	閉講式	県立教育研修所指導主事		
16:20				

様式5 (市町組合立小・中・特別支援学校用)

講座番号	受講番号
------	------

- 1 旅費支給手続上、必ず『講座の1週間前まで』に、旅行命令通知書を、**教育研修所にFAX**し、原本は当日持参してください。(FAX 0795-42-5393)
- 2 初任者研修及び10年経験者研修の校外研修に位置づける場合は、教育事務所の指示に従ってください。教育研修所への提出は不要です。
なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 3 県立学校・市立高等学校の教職員については、旅行命令通知書の提出は不要です。

旅行命令通知書

平成 年 月 日

県立教育研修所長 様

学校名 _____

校長名 _____

職 印

下記のとおり旅行命令したことを通知します。
記

氏 名 _____

自宅住所 (フリガナ) _____
〒 _____

職務の級 中・小教育職、高校教育職、行政職 _____ 級

旅行命令期間 平成 年 月 日 から平成 年 月 日 まで 日間

用 務 _____ 講座 受講

旅行命令簿抜粋

在勤庁 () ・ 自宅 ()	
調整対象区間 ()	
用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	旅費の調整基準適用
	在勤地内 ()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

旅行命令簿の内容を
転記してください。

用務先の在勤庁・自宅は非該当を二重線で消してください。
備考欄は、該当する項目に を記入し、その他必要事項があれば適宜記入してください。

直行・直帰等の考え方については、「教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準の改正について(通知)」(平成20年3月26日付け教総1767号、教教3560号)によってください。

旅 費 振 込 先

本人口座名義 (カタカナで記入) _____

金融機関名 (金融機関コード) _____ 銀行・信用金庫・信用組合 _____ 本店・支店
() JA・その他 () () 支所・出張所

預 金 種 別 普通・その他 () 口座番号 _____

- (注) 1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関用の口座番号を記入してください。
2 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号は通帳等で確認してください。
3 該当するところに をつけてください。
4 金融機関コードがわからない場合は、空欄で結構です。

<<記入例>>

(市町組合立小・中・特別支援学校用)

講座番号	6431	受講番号
------	------	------

- 1 旅費支給手続上、必ず『講座の1週間前まで』に、旅行命令通知書を、教育研修所にFAXし、原本は当日持参してください。(FAX 0795-42-5393)
- 2 初任者研修及び10年経験者研修の校外研修に位置づける場合は、教育事務所の指示に従ってください。教育研修所への提出は不要です。
なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- 3 県立学校・市立高等学校の教職員については、旅行命令通知書の提出は不要です。

旅行命令通知書

平成21年 6月 日

県立教育研修所長 様

学校名 三木市立 小学校
 校長名 勉学 太郎

職 印

下記のとおり旅行命令したことを通知します。

記

氏 名 研修 花子

自宅住所 (フリガナ) ケンシユウ ハナコ
 〒 651-2213 神戸市西区押部谷町 -

職務の級 中・小教育職 高校教育職、行政職 2 級

旅行命令期間 平成21年 7月7日 から平成21年 7月8日 まで 2 日間

用 務 小・中学校 教育経営 講座 受講

旅行命令簿の内容を 転記してください。	在勤庁 (<u>三木市A</u>) ・ 自宅 (<u>神戸市西区</u>)	
	調整対象区間 (<u>神鉄 押部谷~三木</u>)	
	用 務 先	備 考
	<u>在勤庁</u> ・ 自宅	<u>神鉄 押部谷駅~三木駅~教育研修所</u>
	<u>県立教育研修所</u>	旅費の調整基準適用
		在勤地内()
	<u>在勤庁</u> ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

用務先の在勤庁・自宅は非該当を二重線で消してください。

備考欄は、該当する項目に を記入し、その他必要事項があれば適宜記入してください。

直行・直帰等の考え方については、「教育委員会事務局等職員及び学校職員の旅費の調整基準の改正について(通知)」(平成20年3月26日付け教総1767号、教教3560号)によってください。

旅費振込先

本人口座名義 (カタカナで記入) ケンシユウ ハナコ

金融機関名 (金融機関コード) (1234) 銀行 信用金庫・信用組合 JA・その他() (567) 本店支店 支所・出張所

預金種別 普通・その他() 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

- (注) 1 ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関用の口座番号を記入してください。
 2 口座名義・金融機関名・支店名・預金種別・口座番号は通帳等で確認してください。
 3 該当するところに をつけてください。
 4 金融機関コードがわからない場合は、空欄で結構です。

<< 記 入 例 >>

旅行命令簿の記入例

(ケース1)
自宅から私用自動車の場合
かつ、研修会場が
研修所以外の場合
【地区別研修等】

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	自宅～県立考古博物館
県立考古博物館	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

(ケース2)
私用自動車の場合
で、在勤庁に戻る
場合
【直行のみ】

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	自宅～教育研修所～職場
県立教育研修所	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

(ケース3)
特定の場所に集合
し、乗り合わせて
移動する場合

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	J R 相生駅～(通勤認定経路)～J R 姫路駅～ (私用自動車に同乗)～教育研修所(復路も同 じ)
県立教育研修所	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

(ケース4)
公務都合により通
所を認めた場合

用 務 先	備 考
在勤庁 ・ 自宅	三木市～教育研修所(日々帰庁)
県立教育研修所	旅費の調整基準適用
	在勤地内()
在勤庁 ・ 自宅	私用自動車使用 私用自動車同乗

通所については事前に、講座担当者に申し出て、手続きを行ってください。